

保護制度の運用状況

表① 実施機関別情報公開請求件数と処理状況 (単位:件)

実施機関	区分	請求	処理状況					不服申立て
			公開	一部公開	非公開	不存	取下	
市	長	56	36	16	0	3	1	1
水道事業管理者	1	1	0	0	0	0	0	0
教育委員会	27	22	5	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	0
監査委員	1	1	0	0	0	0	0	0
公平委員会	1	0	0	0	1	0	0	0
農業委員会	1	1	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議	5	5	0	0	0	0	0	0
合計		93	67	21	0	4	1	1

※実施機関一制度を実施している市の各機関のこです。

表② 非公開理由の内訳 (単位:件)

個人に関する情報で、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの	9
法人の競争上または事業活動上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの	10
事務事業の公正または適正な執行が著しく妨げられるおそれのあるもの	2
公開することにより、市の人事行政に著しい支障がある情報	0
公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生じるおそれのあるもの	0
合計	21

表③ 請求者の実人数 (単位:人)

市民	市内法人・団体	市外在住者	市外法人・団体	合計
27	1	14	17	59

市の情報公開制度は、市が保有する情報の公開を求める権利を市民の方はもちろん、広く市民以外の方にも保障するものです。一方、市は情報を公開する義務を負うことになり、公開が原則ですが、個人の私生活に関する情報、法人の利害に関する情報、公開すると公正または適正な市政運営に支障をきたすおそれのある情報など、公開できないものもあります。

この制度によって、より開かれた民主的な市政を目指してまいります。平成13年度の運用状況をお知らせします。

市政情報を活用しよう

情報公開制度

■公開の請求と処理状況

■情報公開審査会の開催状況

■不服申立ての処理状況

市政情報の公開請求の内容としては、市長部局では食糧費の支出内訳、市長交際費など、教育委員会では教科書採択に関する調査研究資料などがありました。

請求先の実施機関別内訳と処理状況は表①、非公開理由の内訳は表②、請求者の実人数の内訳は表③のとおりです。

また、不服申立ては、市長が開催回数は12回で、平成12年度および平成13年度中に提起された不服申立てについては審査をし、市長などに答申しました。

平成12年度中に教育委員会から諮問を受け、継続審査中の3件をはじめ、平成12年度中に市長に不服申立てされた2件、平成13年度中に市長に不服申立てされた1件について諮問されたものについて、それぞれの実施機関で一部公開する部分の範囲を拡大すべき旨の答申をし、実施機関は答申のとおり決定しました。

◆情報公開・個人情報保護制度のしくみ◆

情報公開制度

市が持っている情報は、市民のみならずとの共有の財産です。情報公開制度というのは、だれでもが、市が持っている情報を見たいときに、いつでも、公開の請求をすることができる権利を保障したものです。

◆公開を請求できる人

だれでもが、市政情報の公開を請求できます。

◆公開を実施する機関

市長部局、教育委員会、市議会など市のすべての機関における部課で、公開を実施します。

◆公開を請求できる情報

市政情報は、作成したり、受け取ったりしたときから、公開の対象となります。

◆公開することができない情報

- 法令で明らかに公開できないとされているもの
- 個人のプライバシーに関するもの
- 企業や個人の事業活動に関するもの
- 市政を進めていくうえで、公正・適正な運営が著しく妨げられるもの

◆救済の制度

請求した情報が公開できないと決定されたときに、その決定に不服がある人は、不服申立てができます。不服の申立てがあると、情報公開審査会が、その決定が適当かどうか審査して答えを出します。その答えを尊重して、実施機関がもう一度不服の申立てに対する裁決または決定をします。

個人情報保護制度

個人のプライバシーを守るには、その本人に関する情報の流れをコントロールする権利を保障することが大切です。

個人情報保護制度というのは、市が

持っている個人の情報をその本人が見たり、誤りを訂正できたりする権利を保障したものです。

◆開示等の請求

- 自分の情報は、見て知ることができます(開示請求)。
- 自分の情報に、誤りがあれば、訂正を求められます(訂正請求)。
- 自分の情報が、間違っ集められたりしたら、削除を求められます(削除請求)。
- 自分の情報が、間違っ使われたりしたら、使用の中止を求められます(中止請求)。

◆開示できない個人情報

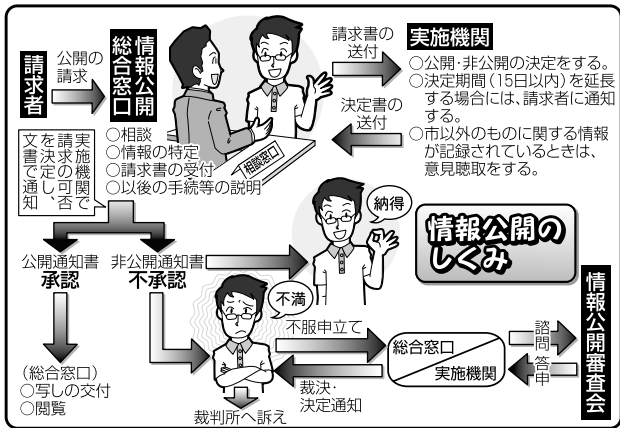
- 法令で明らかに開示できないとされているもの
- 第三者のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
- 医療に関するものうち、本人が診療を受けた医療機関から診療上支障が生じない旨の確認がとれないもの
- 市政を進めていくうえで、公正・適正な仕事が行われるもの
- 実施機関が個人情報保護委員会の意見を聞いて決めたもの

◆個人情報の適正な取扱い

個人の情報の適正な取扱いを図るため、保管等の届出、収集・利用等の制限、改ざん等の事故の防止など必要な措置を講じます。

◆救済の制度

自分の情報の処理について苦情があるときは、苦情の申出をすることができます。また、開示等の請求が認められないときは、不服の申立てをすることができます。不服の申立てがあると、個人情報保護審査会が、その決定が適当かどうか審査して、答えを出します。その答えを尊重して、実施機関がもう一度不服の申立てに対する裁決または



決定をします。

制度を利用する場合は

- ◆請求の方法
情報公開、個人情報の開示等の請求は、市役所本庁舎2階「情報公開総合窓口」にお越しください。所定の請求書があります。情報がごこの課の仕事かわからないときは、ご相談ください。「市政情報目録・個人情報目録」も備え付けてあります。
※電話や口頭での請求はできません。
- ◆公開等の決定
原則として、請求した日から15日

以内に、公開・開示するか決定して、お知らせします。

◆公開等の方法

情報の公開・開示は、「情報公開総合窓口」で、文書の原本を見ていただきます。原本が見せられないときは、その写しにより見ていただくこともあります。

自分の情報を見るときは、本人であることを証明する運転免許証、保険証などが必要です。

◆費用

無料です。情報の写し(コピー)が必要などときや郵送を希望するときは、それぞれ実費をいただきます。

◆情報公開総合窓口

市役所本庁舎2階にある「情報公開総合窓口」では、市政情報の公開請求や個人情報の開示請求などの受付、制度の案内を行っています。

◆市政資料室

市で作成した刊行物を中心に、都や他の自治体の刊行物、官報、白書

などを備えています。また、複写機も設置(1面10円)しています。

◆市の刊行物の販売

市で作成した刊行物を広く提供できるように、有償での頒布を行っています。

⇒情報公開総合窓口☎内線2214